

相談支援事業所はあもにい永平寺 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2.
2. 事業所の概要	2.
3. 事業実施地域	2.
4. 営業時間	3.
5. 職員の体制	3.
6. 主たる対象者	3.
7. 当事業所が提供するサービスの利用料金	3.
8. サービスの利用に関する留意事項	6.
9. 事故発生時の対応方法について	6.
10. 虐待防止について	6.
11. 利用者の記録や情報の管理、開示について	6.
12. 個人情報の保護について	7.
13. 苦情等の受付について	8.

特定非営利活動法人はあもにい永平寺
(相談支援事業所 はあもにい永平寺)
当事業所は永平寺町の指定を受けています。

事業所番号 第1831000094号(指定特定)
第1871000046号(指定障害児)

1. 事業者

名 称	特定非営利活動法人はあもにい永平寺
所在地	〒910-1127 福井県吉田郡永平寺町松岡吉野塚 18-5-1
連絡先	電話：0776-61-0258 FAX：0776-50-1030 Mail：hamonyeihei@ gmail.com
代表者氏名	代表理事 川満弓子
法人設立年月日	令和 26 年 11 月 7 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	特定相談支援事業所 令和4年4月1日指定 (1831000094) 障害児相談支援事業所 令和4年4月1日指定 (1871000046)
事業の目的	利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定相談支援サービスを適切に提供することを目的とする。
事業所の名称	相談支援事業所 はあもにい永平寺
事業所の所在地	〒910-1127 福井県吉田郡永平寺町松岡吉野塚 18-5-1
連絡先	電話：0776-61-0258 FAX：0776-50-1030 Mail：hamonyeihei@ gmail.com
管理者氏名	坪内克己
事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none">・利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。・利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、公正中立なサービスの提供に努める。・事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
開設年月	令和4年4月1日

3. 事業実施地域

吉田郡永平寺町、福井市、坂井市

4. 営業時間等

(1) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	毎週月曜日から金曜日 ただし、国民の休日、12月29日から1月3日、その他法人が指定する休日を除く。
-------	---

営業時間	午前9時から午後5時まで
------	--------------

(2) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	毎週金曜日 ただし、国民の休日、12月29日から1月3日、その他法人が指定する休日を除く
サービス提供時間	午前10時から午後5時まで

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1人		1人	従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令
2. 相談支援専門員		1人	1人	・アセスメントの実施 ・サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成及び利用者への交付 ・モニタリングの実施 ・その他必要な相談及び援助。利用の申込みに係る調整

<<主な職種の勤務体制（標準的な時間帯における最低配置人員）>>

職種	勤務体制	人員
1. 管理者	常勤 8:30~17:30	1人
2. 相談支援専門員	非常勤 10:00~17:00 毎週金曜日	1人

6. 主たる対象者

障害児（18歳未満の身体障害者）
身体障害者（18歳未満の者を除く）

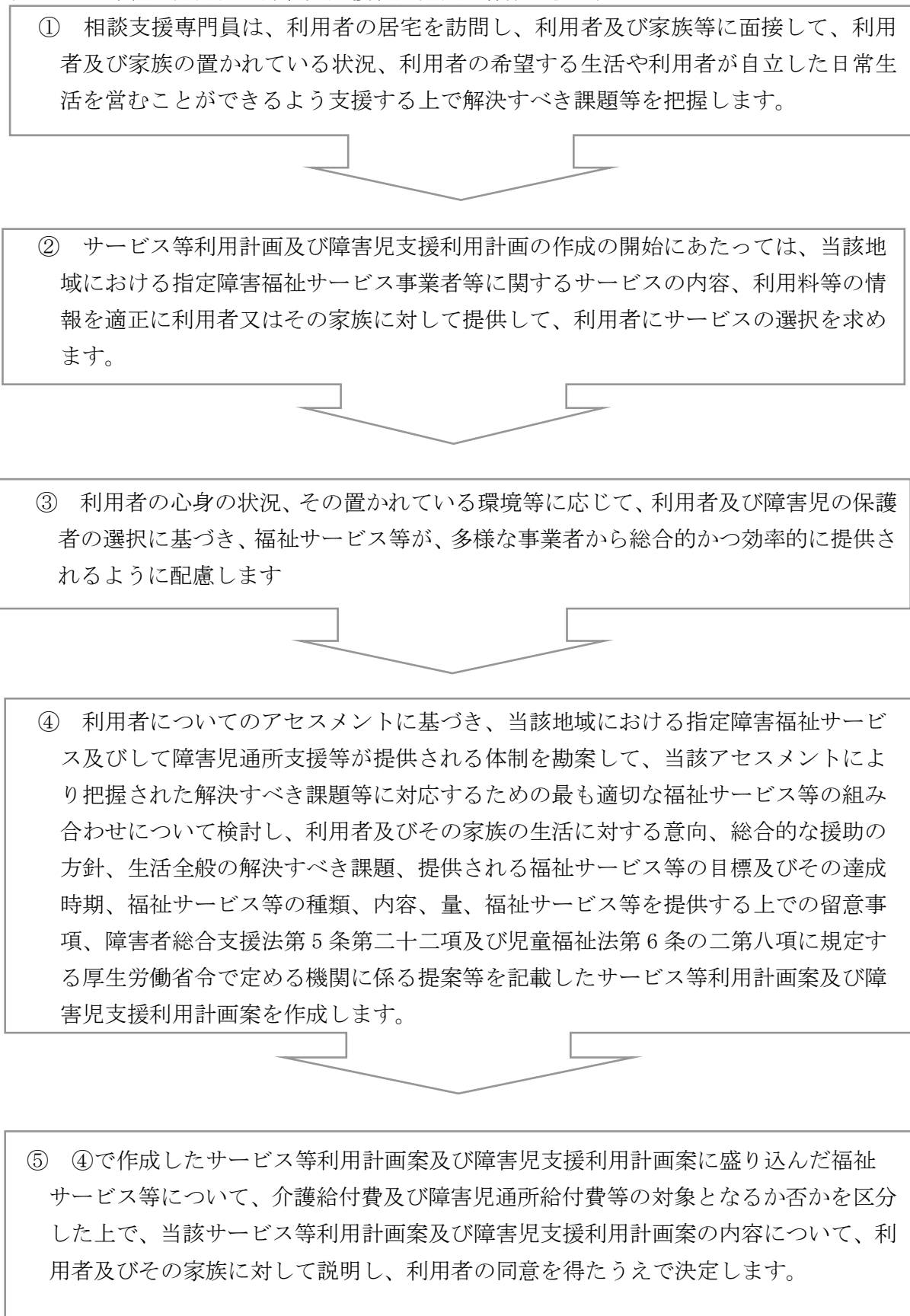
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

① サービス等利用計画及び障害児計画の作成

・相談支援専門員は、利用者等の来所者や利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援及び教育等にかかるサービス（以下、「福祉サービス等」という）が総合的かつ効率的に提供されるように配慮した「サービス等利用計画」及び障害児支援利用計画を作成します。

〈サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成の流れ〉



⑥ 支給決定及び給付決定又は地域相談支援給付費が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者及び指定発達支援事業者、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案及び障害児支援利用画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成し、利用者等の同意を得たうえで決定します。

②サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成後の便宜の供与

- ・サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成後、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等の利用計画及び障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定及び給付決定、または地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います
- ・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更

- ・利用者がサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

- ・利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設及び障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支施設及び障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金

サービス利用料金

- ・指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額及び

障害児相談支援給付費額を受領する（法定代理受領）ため、利用者の自己負担はありません。（利用料金等は、別紙による）

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なくご相談ください。

(2) ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。それとともに、利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

(1) 損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(2) 損害保険の種類 賠償責任保険

(3) 損害保険の内容(支払限度額)

① 対人事故補償 1億円

② 対物事故補償 1千万円

10. 虐待の防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表理事 川満弓子
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づき、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求

めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。) また、保存期間は、指定計画相談支援サービス及び指定障害児支援サービスを提供した日から5年間です。

本事業所における記録の項目は次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等の利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------------	--

②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--------------	--

1 3. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は下記の専用窓口で受け付けます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

<お客様窓口及び行政機関その他苦情受付機関等>

窓口、等	連絡先	受付時間
苦情受付窓口担当	管理者 坪内 克己 電話 0776-61-0258 FAX 0776-50-1030	8:30～17:30
苦情解決責任者	代表理事 川満 弓子 電話 0776-61-0258 FAX 0776-50-1030	8:30～17:30
市町村窓口	永平寺町福祉保健課 月～金曜日 電話 0776-61-3920 FAX 0776-61-3464 福井市障がい福祉課 月～金曜日 電話 0776-20-5435 FAX 0776-20-5407 坂井市社会福祉課 月～金曜日 電話 0776-50-3041 FAX 0776-68-0324	8:30～17:15
福井県運営適正化委員会	福井県社会福祉協議会内に設置 所在地 福井市光陽2丁目3-22 (福井県社会福祉協議会 内) 電話 0776-24-2347 FAX 0776-24-8942	9:00～16:00

令和 年 月 日

計画相談等支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名

説明者職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、計画相談等支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

利用者代理人住所

氏名

印

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記の1に該当する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が相談支援を行うために必要最小限は利用者や家族個人に対する情報。
- ・認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

相談支援事業所はあもにい永平寺管理者 あて

利用者（又は保護者）

〈氏名〉

〈住所〉

〈児童氏名〉

代理人

〈氏名〉

〈住所〉

〈続柄〉